

第 31 回 金融庁契約監視委員会の概要

○開催日時：令和 3 年 12 月 2 日（木）13 時 00 分～14 時 34 分

○開催場所：中央合同庁舎第 7 号館西館 9 階 905 B 会議室

○出席者：赤松委員長、石島委員、大村委員

○議題：

（1）事務局説明

金融庁における令和 3 年度上半期の契約状況について

（2）契約担当者説明及び質疑応答

個別契約に係る審議について

- ① 金融庁業務支援統合システムのサーバ機器等に係る保守業務 一式
- ② WEB 無害化サービスの利用 一式
- ③ 公認会計士試験システムの運用業務用の通信機器・プリンタ等の調達 一式
- ④ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) に係るシステム運用延長業務 一式
- ⑤ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) の第 5 世代システムの機器及びソフトウェア製品に係る賃貸借・保守業務
- ⑥ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) の第 5 世代システムの運用業務 一式
- ⑦ 新型コロナウイルス影響分析に必要な企業データ等の情報提供 一式
- ⑧ PPC 用紙 (A3、A4、B4、B5) の購入 一式

○主な審議内容

・個別契約に係る審議

質問・意見	説明
<p><低落札率関係></p> <p>①金融庁業務支援統合システムのサーバ機器等に係る保守業務 一式</p> <p>・どのような取組により複数者の応札となったのか</p> <p>・低落札率となった理由</p>	<p>・当該システムの機器を保守可能な事業者は国内に数社程度であり、それらの事業者がシェア確保のため競っている状況。今回、各事業者（三者）に参考見積の提供を含めた入札参加の依頼を行った。</p> <p>・事業者に対して聞き取りを行ったところ、「金融庁は非常に重要な顧客である」と</p>

<p>②WEB 無害化サービスの利用 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札とならないためにどのような取組を行ったのか <p>・落札率が比較的低くなった理由</p> <p>③公認会計士試験システムの運用業務用の通信機器・プリンタ等の調達 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった経緯 <p>・一者応札にもかかわらず、低落札率とな</p>	<p>の回答を得ており、毎回複数者が参加する案件であることから、競争性が働いた結果、低落札率となったと認識している。なお、今回の契約相手方は、過去に金融庁と契約があり、保守体制や障害対応の実績、人員の確保等に問題がなかったため、契約締結に至ったものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の導入当初、当該サービスは、情報セキュリティの技術的な分野では先鋭的な製品であるため、取り扱う事業者は一者のみであった。しかし、4 年が経過し、同サービスの有効性が世間で知され、販売や運用を取り扱う事業者が増えてきたこと、製品への理解度を持ち高度な技術を扱える業者だけではなく、一定以上の運用技術を持つ事業者へも見積の段階から声掛けを行ったことにより、二者が応札するに至ったもの。 ・当該案件は総合評価落札方式を採用。結果として技術点が高かった現行業者に対して、価格点で逆転しており、競争性が働いた結果であると認識している。 ・当該システムの機器等については、前契約相手方のものを使用しているため、別の事業者にとっては、機器等の交換に追加費用を要し、価格競争で劣勢となることから、一者応札となったものと認識している。また、参考見積を提出した別の事業者は、本件業務期間中に実施される第二期政府共通プラットフォーム移行対応に関する知見がないことから入札を取りやめている。 ・上記の理由により一者応札となっている
---	--

<p>った理由</p> <p>④有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)に係るシステム運用延長業務 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4世代 EDINET について、1年間の運用期間延長が必要と判断した理由 ・運用業務の1年間延長に際してのコスト削減の取組 <p>⑤有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の第5世代システムの機器及びソフトウェア製品に係る賃貸借・保守業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数者からの応募を得るための取組 ・公募となった経緯 	<p>ものの、入札手続は参加者数等が業者にわからないように行っていることから、競争性が働いたことにより低落札率となったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期システムへの移行の検討に当たり、第4世代 EDINET の機器耐用期限やソフトウェア製品のサポート期限等も考慮した結果、2022年3月末までを次期システム構築期間とすることとし、合わせて第4世代 EDINET の運用期間を1年延長した。 ・第4世代 EDINET が安定的に稼働していることから、令和2年度までの契約で運用事業者に求めていた金融庁への月次報告のうち、速報性が重視される監視作業結果(稼働・利用状況)に係る報告については、緊急性及び重要性が認められる場合に限定することにより、作業負担を減らすこととした。 ・第4世代 EDINET の保守業務の受託事業者や入札参加事業者に対し、調達案件の業務内容の説明を実施するとともに、見積依頼を行った。 ・上記の取組を実施したものの、「ソフトウェア製品の導入事業者(システム構築事業者)以外の事業者がソフトウェア保守を行うには、ソフトウェアライセンスを入れ替えて動作保証を行う追加作業が必要となるため、価格競争で劣勢となる」との理由から、導入事業者を除き見積書の
--	--

<p>⑥有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の第5世代システムの運用業務 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数者からの応募を得るための取組 <p>・一者応札となった経緯</p> <p>⑦新型コロナウイルス影響分析に必要な企業データ等の情報提供 一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度購入したデータの追加購入が、企画競争となっている理由 	<p>提出がなかった。しかし、他の事業者が必ずしもソフトウェア保守を行うことができないとは限らないため、公募を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁内の他システムの運用業務を受託している複数の事業者に対して、調達案件の業務内容を説明するなど、対応可能な事業者の開拓を実施した。 ・「EDINETのシステム規模と複雑性による運用リスクや提案コスト、構築事業者に対する優位性が認められない点などを総合的に考慮し、入札への参加を断念した。」 「システム規模が会社の規模と比較して大きく、業務を安定的に遂行するための人員確保が困難である。」等の理由により、構築事業者を除いて入札への参加がなかったことから、一者応札となったもの。 ・当該分析については、着手して間もないこともあり、具体的な分析手法や企業データの選定、データの整理・加工方法については、経験・知見が不足しており、事前に調達仕様書に具体的な業務内容を記載することが困難である。また、庁内でデータ分析のプログラムを作成しており、昨年度と異なる事業者のデータを利用することも可能であることから、事業者の経験や知見、ノウハウを活かした提案内容を取得し、実行可能で有効な解決策を提案する者を選定することとし、企画競争を行ったもの。
--	--

<p>⑧ PPC 用紙 (A3、A4、B4、B5) の購入 一式</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一者応札を改善するためにどのような対応策を取ったのか	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者の準備時間の確保のため、前年度調達と比較し、事業者決定の時期を 1 週間前倒しとなるスケジュールを組んだことにより、一者応札が改善された。
---	--

以 上